

令和4年9月5日
烏山総合支所街づくり課

東京都市計画地区計画の変更（世田谷西部地域上祖師谷・給田地区）
及び関連都市計画の変更等について

1 主旨

本地区は、都市基盤施設が未整備なまま市街化が進行した住宅地であり、平成5年に世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区計画を指定し、建替えを機会と捉えた街づくりを進めてきたところである。平成16年に、地区内の都市計画道路補助第54号線（補助第216号線から補助第217号線の区間）が事業認可を受け、東京都により道路整備事業が進められている。

これを契機として、区では、補助第54号線沿道について、地域住民と意見交換を重ね、当該地区沿道に適した街づくりの検討を進めてきた。

このたび、世田谷区都市計画審議会から答申を受け、都市計画を変更し、併せて地区街づくり計画を変更するため報告する。

2 対象地区



3 これまでの経緯

平成 5年 8月	世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区計画決定
平成16年 1月	補助第54号線（補助第216号線から補助第217号線の間） 都市計画事業認可
令和 元年 8月	第1回意見交換会
令和 2年 1月	第2回意見交換会

令和 3年 11月	第3回意見交換・相談の会 都市整備常任委員会（素案の報告） 地区計画等変更（素案）説明会
令和 4年 1月 1～2月	都市計画審議会（16条予告） 都市計画法第16条による地区計画変更（原案）の公告・縦覧 及び説明会開催
4月	都市計画審議会（16条報告・17条予告） 都市整備常任委員会（案の報告）
6月	都市計画法第17条による地区計画等変更（案）の公告・縦覧 世田谷区街づくり条例第14条による地区街づくり計画変更 （案）の公告・縦覧
7月	都市計画審議会（諮問）

4 地区計画変更（案）について【別紙1】

- (1) 名称 世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区計画
- (2) 位置 世田谷区上祖師谷二丁目、上祖師谷五丁目、上祖師谷六丁目、上祖師谷七丁目、給田一丁目、給田二丁目及び給田三丁目各地内
- (3) 面積 約86.9ha
- (4) 地区計画の目標
面整備事業の誘導により適切な基盤施設を整備するとともに、面整備事業導入までの経過的段階においては、最低限必要な区画道路の整備を誘導し、事業移行後も周辺アクセス道路の充実や土地利用制限の段階的解除等の支援により、地区全体における住宅市街地としての都市機能の向上を図る。
- (5) 土地利用の方針（変更部分のみ）
補助54号線沿道地区においては、沿道市街地の防災性を高めることで延焼遮断機能の向上を図るとともに、生活利便施設等が適切に配置される住宅を主体とした土地利用を誘導する。
- (6) 地区整備計画（変更部分のみ）
 - ①地区区分 補助54号線沿道地区の追加
 - ②建築物等に関する事項 容積率の最高限度、建蔽率の最高限度、敷地面積の最低限度、高さの最高限度、形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又はさくの構造の制限

5 関連する都市計画の変更等

- (1) 高度地区の変更〔世田谷区決定〕【別紙2】
- (2) 用途地域の変更〔東京都決定〕【別紙3】
- (3) 世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区街づくり計画の変更【別紙4】
※地区計画の内容に、建築物の構造の制限、樹木の保全と緑化の促進及び雨水流出抑制施設の設置等を追加

6 都市計画変更（案）及び地区街づくり計画変更（案）に対する縦覧・意見書について

縦覧期間	令和4年6月9日～令和4年6月23日
意見書提出期間	令和4年6月9日～令和4年6月23日

- (1) 地区計画の変更（案）
意見書の提出 なし

(2) 高度地区の変更(案)
意見書の提出 なし

(3) 地区街づくり計画の変更(案)

①意見書の提出数 1通(1名)

②主な意見 ・「土地の一部」が補助54号線沿道地区に含まれている場合には、その「土地全体」に対して補助54号線沿道地区の緩和された容積率・建蔽率を適用するという形に変更していただけないか。

7 今後のスケジュール(予定)

令和4年 9月 東京都都市計画審議会付議(東京都市計画用途地域の変更)

10月 都市計画及び地区街づくり計画変更決定・告示

意見書の要旨

世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区街づくり計画の変更に係る地区街づくり計画の案を、世田谷区街づくり条例第16条において準用する同条例第14条第2項の規定により、令和4年6月9日から令和4年6月23日まで2週間公衆の縦覧に供し、同2週間意見書の受付を行ったところ、1通（1名）の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

名称	主な意見書の要旨	世田谷区の見解
世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区街づくり計画	<p>1 地区街づくり計画に関する意見なし</p> <p>2 その他 「土地の一部」が補助54号線沿道地区に含まれている場合の容積率・建蔽率は、土地の割合に応じて按分すると聞いた。これでは容積率・建蔽率が明確に決まらず非常にわかりづらく、今後の土地・不動産の継承などにおいても不都合があると考えている。そのため、「土地の一部」が補助54号線沿道地区に含まれている場合には、その「土地全体」に対して補助54号線沿道地区の緩和された容積率・建蔽率を適用するという形に変更していただけないか。</p>	<p>1 地区街づくり計画に関する意見なし</p> <p>2 その他 本地区街づくり計画（変更案）における容積率・建蔽率は、区画道路の整備等が行われた敷地については、地区街づくり計画に定める制限を解除し、用途地域で指定されている容積率・建蔽率が適用される規定となっております。 2以上の用途地域にまたがる敷地の容積率・建蔽率が、各地域に属する敷地の割合に応じて按分される旨の規定は、建築基準法第52条第7項及び同法第53条第2項により定められています。 そのため、ご意見に沿った容積率・建蔽率を適用する変更はできません。</p>

【別紙1】

東京都市計画地区計画の変更（世田谷区決定）

都市計画世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区計画を次のように変更する。

名称	世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区計画	
位置	世田谷区上祖師谷二丁目、上祖師谷五丁目、上祖師谷六丁目、上祖師谷七丁目、給田一丁目、給田二丁目及び給田三丁目各地内	
面積	約 86.9ha	
地区計画の目標	<p>当該区域は、世田谷区西部に位置し、農地等の散在する緑豊かな郊外住宅地である。区域の状況は、道路、公園等の基盤施設が未整備なまま市街化が進行し、防災上問題のある住宅地が形成されつつある。</p> <p>当地区内の都市計画道路、公園・緑地等の整備推進にあたっては、道路及び公園緑地整備方針に従い、土地区画整理事業を含めた面整備事業等に合わせて行うものとする。</p> <p>本計画は、地区における土地区画整理事業等の面整備事業の導入を推進し、市街地の総合的な整備を目指す。農地等低・未利用地の市街化に際しては、積極的に面整備事業の誘導を行うことにより適切な基盤施設を整備し、良好な住宅地の形成を図る。</p> <p>また、面整備事業導入までの経過的段階においては、最低限必要な区画道路の整備を、本計画における規制・誘導により推進するなどして、幹線道路から著しく離れている地区等の事業可能性の増進に寄与するとともに、事業に移行した地区についても、周辺アクセス道路の充実や土地利用制限の段階的解除などによって支援する。</p> <p>以上のような段階的整備を推進することにより、地区全体における住宅市街地としての都市機能の向上を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>都心周辺の住宅地として、緑豊かな環境を生み出すとともに農地等の自然的環境を保護・育成する。農地と住宅地が共存する農園住区として宅地系土地利用と農・緑地系土地利用との調和を目指す。</p> <p>面整備事業による整備が行われていない地区（以下「未整備地区」という。）においては、既存の農・緑地等を活用した緑豊かで潤いのある低層住宅地としての土地利用を誘導する。また、補助54号線沿道地区においては、沿道市街地の防災性を高めることで延焼遮断機能の向上を図るとともに、生活利便施設等が適切に配置される住宅を主体とした土地利用を誘導する。</p> <p>面整備事業による整備済地区（以下「整備済地区」という。）においては、公園・緑地を中心とした緑の拠点を確保し、事業効果に応じた良好な中層又は中高層住宅地として、新たな土地利用を誘導する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区の防災性、利便性及び快適性を確保し、良好な住宅市街地の形成を図るため基盤整備の目標は、区域面積に対して道路率を18%以上、公園率を3%以上とする。</p> <p>未整備地区においては、事業導入のための道路の確保及び当面の期間における安全性の向上を図るため、区画道路を適切に配置する。なお、区画道路の指定にあたっては、既存道路を尊重するとともに、新設道路についてもネットワーク形成等を考慮の上定めるものとする。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>良好な居住環境の形成を図るため、未整備地区においては、地区施設整備の進捗に応じて、建蔽率の最高限度、容積率の最高限度及び敷地面積の最低限度を定める。また、補助54号線沿道地区においては、地区施設整備の進捗に応じて、建蔽率の最高限度及び容積率の最高限度を定めるほか、地域の防災性を向上させるため、敷地面積の最低限度を定めるとともに、周辺の低層住宅地に配慮しつつ、街並みの調和を図るため、建築物等の高さの最高限度を定める。</p>

			<p>整備済地区においては、その整備水準及び地区の特性に見合う土地利用を誘導するため、必要に応じて新たな制限を定めるものとする。</p> <p>景観を考慮した緑豊かで潤いのある街並み空間の形成のため、垣又はさくの構造の制限を定める。</p>							
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針		<p>1 補助54号線沿道地区では、緑豊かな街並みを形成するため、既存樹木の保全及び敷地内の緑化に努める。</p> <p>2 補助54号線沿道地区では、地区内の河川・下水道等への雨水の流出を抑制し、浸水被害の防止を図るため、雨水貯留浸透施設の整備を促進する。</p>							
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	<p>建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第1号に該当する道路及びこの地区計画の告示以降に同号に該当することとなる道路を区画道路とする。なお、当該道路の現況幅員が6m未満の場合については、その計画幅員を6mとする。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する区域には、区画道路を配置しない。</p> <p>1 次の公告(以下「土地区画整理事業の認可等の公告」という。)のあった区域</p> <p>(1) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第9条第3項の規定による土地区画整理事業の施行についての認可の公告及び同法第10条第3項の規定による事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(2) 土地区画整理法第21条第3項の規定による土地区画整理組合の設立についての認可の公告及び同法第39条第4項の規定による事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(3) 土地区画整理法第51条の9第3項の規定による土地区画整理事業の施行についての認可の公告及び同法第51条の10第2項の規定による事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(4) 土地区画整理法第55条第9項及び第69条第7項の規定による事業計画の決定の公告並びに同法第55条第13項及び第69条第10項の規定による事業計画の変更の公告</p> <p>(5) 土地区画整理法第71条の3第1項の規定による施行規程及び事業計画の認可の公告並びに同条第15項の規定による施行規程及び事業計画の変更の認可の公告</p> <p>2 道路の築造を伴う開発行為で都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定による工事が完了した旨の公告(以下「開発許可の工事完了公告」という。)のあった区域</p>							
		建築物等に関する事項	<table border="1"> <tr> <td>地区の区分</td> <td>名称</td> <td>住宅地区</td> <td>補助54号線沿道地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>面積</td> <td>約85.0ha</td> <td>約1.9ha</td> </tr> </table>	地区の区分	名称	住宅地区	補助54号線沿道地区		面積	約85.0ha
地区の区分	名称	住宅地区	補助54号線沿道地区							
	面積	約85.0ha	約1.9ha							
	建築物の建蔽率の最高限度		4 / 10	<p>ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地にあつては、この限りでない。</p> <p>1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画道路の部分が、道路として整備された当該敷地の場合</p>						

	2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合	
建築物の敷地面積の最低限度	100 m ² ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地においては、この限りでない。 1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画道路の部分が、道路として整備された当該敷地の場合 2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合	125 m ²
建築物等の高さの最高限度		17 m
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の形態及び意匠は、周囲と調和の取れたものとする。	
垣又はさくの構造の制限	法第42条第1項第1号又は第2号に該当する道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又はフェンス等に沿って緑化したものなどとする。ただし、高さが60 cm以下の部分についてはこの限りでない。	道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又はフェンス等に沿って緑化したものなどとする。ただし、高さが60 cm以下の部分についてはこの限りでない。

は知事協議事項

「区域及び地区の区分は、計画図表示のとおり」

理由：補助第54号線の整備に伴い、沿道市街地の防災性を高めることで延焼遮断機能の向上を図るとともに、生活利便施設等が適切に配置される住宅を主体とした土地利用を誘導するため、世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区計画を変更する。

変更概要

は、変更箇所および追加箇所を示す

事項	旧	新	摘要
名称	世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区計画	世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区計画	
位置	世田谷区上祖師谷二丁目、上祖師谷五丁目、上祖師谷六丁目、上祖師谷七丁目、給田一丁目、給田二丁目及び給田三丁目各地内	世田谷区上祖師谷二丁目、上祖師谷五丁目、上祖師谷六丁目、上祖師谷七丁目、給田一丁目、給田二丁目及び給田三丁目各地内	
面積	約 87.1ha	約 86.9ha	区域境の基準となる地形地物の変更（京王線鉄道中心から都市高速鉄道中心への変更）及び新しい求積方法の採用による
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>土地利用の方針</p> <p>都心周辺の住宅地として、緑豊かな環境を生み出すとともに農地等の自然的環境を保護・育成する。農地と住宅地が共存する農園住区として宅地系土地利用と農・緑地系土地利用との調和を目指す。</p> <p>面整備事業による整備の行われていない地区（以下「未整備地区」という。）においては、既存の農・緑地等を活用した緑豊かで潤いのある低層住宅地としての土地利用を誘導する。</p> <p>また、面整備事業による整備済地区（以下「整備済地区」という。）においては、公園・緑地を中心とした緑の拠点を確保し、事業効果に応じた良好な中層又は中高層住宅地として、新たな土地利用を誘導する。</p>	<p>都心周辺の住宅地として、緑豊かな環境を生み出すとともに農地等の自然的環境を保護・育成する。農地と住宅地が共存する農園住区として宅地系土地利用と農・緑地系土地利用との調和を目指す。</p> <p>面整備事業による整備の行われていない地区（以下「未整備地区」という。）においては、既存の農・緑地等を活用した緑豊かで潤いのある低層住宅地としての土地利用を誘導する。また、<u>補助54号線沿道地区においては、沿道市街地の防災性を高めることで延焼遮断機能の向上を図るとともに、生活利便施設等が適切に配置される住宅を主体とした土地利用を誘導する。</u></p> <p>面整備事業による整備済地区（以下「整備済地区」という。）においては、公園・緑地を中心とした緑の拠点を確保し、事業効果に応じた良好な中層又は中高層住宅地として、新たな土地利用を誘導する。</p>	補助54号線沿道地区に対する方針を追加
	建築物等の整備の方針	<p>良好な居住環境の形成を図るため、未整備地区においては、地区施設整備の進捗に応じて、建ぺい率の最高限度、容積率の最高限度及び敷地面積の最低限度を定める。</p> <p>整備済地区においては、その整備水準及び地区の特性に見合う土地利用を誘導するため、必要に応じて新たな制限を定めるものとする。</p>	<p>良好な居住環境の形成を図るため、未整備地区においては、地区施設整備の進捗に応じて、<u>建蔽率の最高限度、容積率の最高限度及び敷地面積の最低限度を定める</u>。また、<u>補助54号線沿道地区においては、地区施設整備の進捗に応じて、建蔽率の最高限度及び容積率の最高限度を定めるほか、地域の防災性を向上させるため、敷地面積の最低限</u></p>

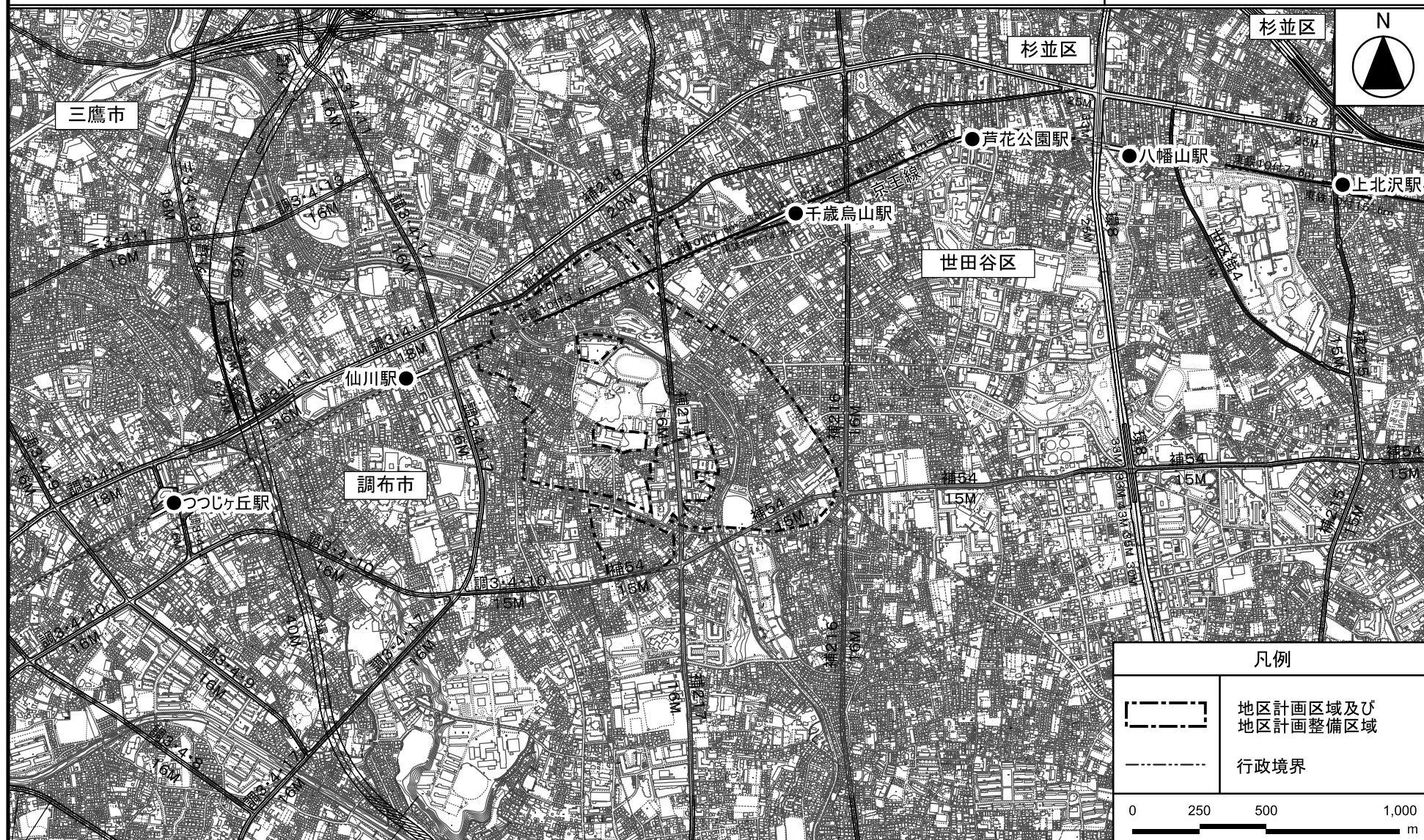
		<p>景観を考慮した緑豊かで潤いのある街並み空間の形成のため、垣又はさくの構造の制限を定める。</p>	<p>度を定めるとともに、周辺の低層住宅地に配慮しつつ、街並みの調和を図るため、建築物等の高さの最高限度を定める。</p> <p>整備済地区においては、その整備水準及び地区の特性に見合う土地利用を誘導するため、必要に応じて新たな制限を定めるものとする。</p> <p>景観を考慮した緑豊かで潤いのある街並み空間の形成のため、垣又はさくの構造の制限を定める。</p>	針を追加	
	<p>その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針</p>		<p>1 補助54号線沿道地区では、緑豊かな街並みを形成するため、既存樹木の保全及び敷地内の緑化に努める。</p> <p>2 補助54号線沿道地区では、地区内の河川・下水道等への雨水の流出を抑制し、浸水被害の防止を図るため、雨水貯留浸透施設の整備を促進する。</p>	<p>補助54号線沿道地区に対し、その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針を追加</p>	
<p>地区整備計画</p>	<p>建築物等に関する事項</p>	<p>名称</p>	<p>住宅地区</p>	<p>補助54号線沿道地区</p>	<p>地区区分（住宅地区、補助54号線沿道地区）を追加</p>
	<p>地区の区分</p>	<p>面積</p>	<p>約85.0ha</p>	<p>約1.9ha</p>	
	<p>建築物の容積率の最高限度</p>	<p>8 / 10</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地においては、この限りでない。</p> <p>1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画施設として定められた道路（以下、「都市計画道路」という。）の部分、道路として整備された当該敷地の場合</p> <p>2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合</p>	<p>8 / 10</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地においては、この限りでない。</p> <p>1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画施設として定められた道路（以下、「都市計画道路」という。）の部分、道路として整備された当該敷地の場合</p> <p>2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合</p>	<p>8 / 10</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地においては、この限りでない。</p> <p>1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画施設として定められた道路（以下、「都市計画道路」という。）の部分、道路として整備された当該敷地の場合</p> <p>2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合</p>	<p>地区区分（補助54号線沿道地区）を追加</p>

<p>建築物の建 ぺい率の最 高限度</p>	<p style="text-align: center;">4 / 1 0</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地にあつては、この限りでない。</p> <p>1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画道路の部分、道路として整備された当該敷地の場合</p> <p>2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合</p>	<p>建築物の 建蔽率の 最高限度</p> <p style="text-align: center;">4 / 1 0</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地にあつては、この限りでない。</p> <p>1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画道路の部分、道路として整備された当該敷地の場合</p> <p>2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合</p>	<p style="text-align: center;">4 / 1 0</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地にあつては、この限りでない。</p> <p><u>1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画道路の部分、道路として整備された当該敷地の場合</u></p> <p><u>2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合</u></p>	<p>建築基準法改正に合わせ、建蔽率を漢字で表記</p> <p style="text-align: center;">地区区分（補助54号線沿道地区）を追加</p>
<p>建築物の敷 地面積の最 低限度</p>	<p style="text-align: center;">1 0 0 m²</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地にあつては、この限りでない。</p> <p>1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画道路の部分、道路として整備された当該敷地の場合</p> <p>2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合</p>	<p style="text-align: center;">1 0 0 m²</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地にあつては、この限りでない。</p> <p>1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画道路の部分、道路として整備された当該敷地の場合</p> <p>2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域</p>	<p style="text-align: center;"><u>1 2 5 m²</u></p>	<p>補助54号線沿道地区の最低限度を125m²とし、かつただし書きを削除</p>

		の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合		
建築物等の高さの最高限度			1.7 m	補助54号線沿道地区に対し、建築物の高さの最高限度の規定を追加
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の形態及び意匠は、周囲と調和の取れたものとする。	建築物等の形態及び意匠は、周囲と調和の取れたものとする。	<u>建築物等の形態及び意匠は、周囲と調和の取れたものとする。</u>	地区区分（補助54号線沿道地区）を追加
垣又はさくの構造の制限	法第42条第1項第1号又は第2号に該当する道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又はフェンス等に沿って緑化したものなどとする。ただし、高さが60cm以下の部分についてはこの限りでない。	法第42条第1項第1号又は第2号に該当する道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又はフェンス等に沿って緑化したものなどとする。ただし、高さが60cm以下の部分についてはこの限りでない。	<u>道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又はフェンス等に沿って緑化したものなどとする。ただし、高さが60cm以下の部分についてはこの限りでない。</u>	補助54号線沿道地区に対し、対象となる道路を追加

は知事協議事項

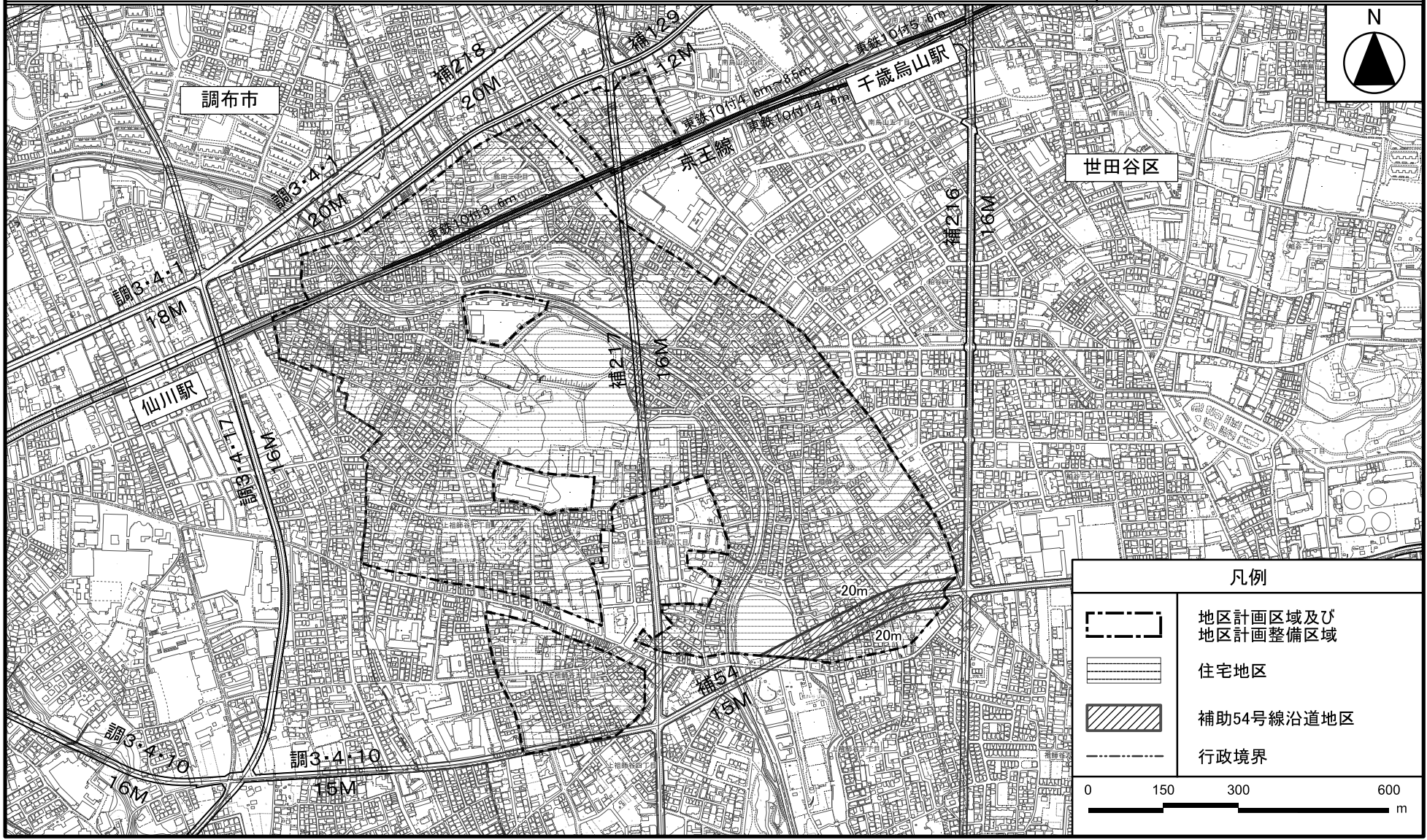
東京都市計画地区計画
世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区計画 位置図〔世田谷区決定〕



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図及び道路網図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 3都市基交著第20号 令和3年5月14日 (承認番号) 3都市基街都第64号 令和3年6月2日

東京都市計画地区計画 世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区計画

計画図1 [世田谷区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図、道路網図及び鉄道網図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号)3都市基交著第20号 令和3年5月14日 (承認番号)3都市基街都第64号 令和3年6月2日 (承認番号)3都市基交都第18号 令和3年6月4日 (承認番号)4都市基交都第6号 令和4年4月28日